

# 仕 様 書

## 第1 委託件名

高輪ゲートウェイエアープロジェクションマッピングの企画・運営等業務委託

## 第2 目的

本事業は、高輪ゲートウェイ駅周辺エリアにおいて、民間事業者等と協力し、プロジェクトマッピングを中心としたイベント（以下、「本事業」という。）について企画・運営等を実施するものである。約150年前に日本で初めて海の上を鉄道が走った地が有するイノベーションの記憶を表現し、羽田空港や都心ターミナル駅からの高いアクセス性を有する高輪ゲートウェイ駅周辺エリアの賑わい創出を図るとともに、地域の夜間帯における誘客を促進し、ナイトタイム観光の盛り上げにつなげることを目的とする。

## 第3 契約期間

契約確定日の翌日から令和8年3月31日まで

## 第4 履行場所

実行委員会の指定する場所（別紙1「想定実施エリア」に記載のとおり）とする。なお、本仕様書における高輪ゲートウェイエアープロジェクションマッピングとは、基本的に別紙1に記載するエリアを指すものとする。また、エリアに隣接する連携エリアやその他周辺のエリアについても、当該地域の団体や事業者などからの協力を得た上で、企画・運営することも可とする。

## 第5 「高輪ゲートウェイエアープロジェクションマッピング」の概要

概要是、以下の通りである。ただし、契約締結後の検討状況によっては実行委員会と受託者による協議のうえ実施内容を変更する場合がある。

### （1）実施日時（予定）

令和8年2月5日（木）から同年2月11日（水・祝）まで

（※期間・時間帯は、企画内容・構成により、実行委員会と協議のうえ最終的に決定すること。）

### （2）実施場所

TAKANAWA GATEWAY CITY THE LINKPILLAR 1 および Gateway Park 周辺

### （3）映像の投影対象

TAKANAWA GATEWAY CITY THE LINKPILLAR 1 (NORTH・SOUTH)

駅側壁面・支柱・手すり、ニュウマン高輪4・5階ガラス壁面、大庇

（※詳細は、別紙2の通り）

### （4）その他演出

TAKANAWA GATEWAY CITY Gateway Park 設置の噴水演出照明による連動演出を行う。

(5) 主な対象者

国内外訪都観光客、TAKANAWA GATEWAY CITY 周辺の在勤者及び在住者 など

## 第6 委託業務の内容

### 1 全体事項

- (1) 受託者は、本事業の目的を十分に理解し、限られた費用で最大の効果が得られるよう適切な業務運営を行うこと。なお、本仕様書に記載する事項の実施に必要な経費は全て事業費に含めること。
- (2) 受託者は、本事業の実施にあたり、より効果を高めるために高輪ゲートウェイエリアにおいて関係する団体や事業者などと連携を図り、エリア内での取組を一体的に実施すること。
- (3) 受託者は、本事業の実施にあたり、高輪ゲートウェイ駅前という公共性・交通結節点としての特殊性を踏まえ、鉄道旅客の円滑かつ安全な通行を妨げることのないよう最大限配慮すること。受託者は万全な危機管理体制を構築・維持し業務を適切に実施すること。
- (4) 受託者は、本事業の実施にあたり、可能な限りダイバーシティやインクルーシブといった観点での配慮を行うこと。
- (5) 受託者は、本事業の実施にあたり、近隣住宅や周辺環境への十分な配慮を行い、騒音や光の影響が生じないよう留意するなど、地域との調和を図り適切に実施すること。
- (6) 受託者は、本事業の実施にあたり、関係する官公庁などに対し、必要となる許可などの手続を把握し、時期を逸すことのないよう適切に対応すること。ただし、手続の内容によって実行委員会と共同で対応することが望ましい場合には、実行委員会と協議のうえ進めること。
- (7) 受託者は、本事業の実施において事故等のトラブルが発生した場合には、受託者の責任において適切に対応すること。また、トラブルの発生時やその対応状況については実行委員会に対して逐次報告すること。

### 2 実施体制

受託者は、本委託業務の履行にあたって以下の（1）から（6）を順守すること。

- (1) 本事業を最も効果的かつ効率的に実施するため、地域のエリアマネジメントをはじめ、協力が得られる団体や事業者などの連携を含めた実施体制のもと、業務運営を管理すること。
- (2) 本委託業務について、契約締結後速やかに業務毎のスケジュールや運営体制を明記した実施計画書を作成し、実行委員会の承認を得ること。
- (3) 本委託業務の進捗状況や課題等について、1週間に1回程度、定例会を実施し、実行委員会事務局へ進捗状況を報告すること。
- (4) 定例会等の実施前日までに議事次第や報告資料等を実行委員会事務局に提出すること。
- (5) 定例会後は議事録を作成し、原則として打ち合わせ等終了翌日から起算して2開庁日以内に実行委員会事務局に提出し、その内容の承認を得ること。
- (6) 定期的な打ち合わせとは別に実行委員会からの求めがあった場合は、定期的に開催する実行委員会への参加や業務の進捗状況についての報告またはこれに関係する資料の提出に適宜対応すること。

### 3 実施内容

#### (1) プロジェクションマッピング等を活用したイベントの企画

受託者は、プロジェクションマッピングを中心とした、高輪ゲートウェイエリアにおける夜間の賑わい創出イベントを企画すること。イベントの企画にあたっては、以下のアからクに留意すること。

ア TAKANAWA GATEWAY CITY THE LINKPILLAR 1 および Gateway Park におけるプロジェクションマッピングを中心に、高輪ゲートウェイエリアへの来訪意欲の喚起や、周辺エリアへの来街者の回遊を促す施策を実施すること。

イ 近隣で同時期に開催されるイベントと連携するなど、周辺エリアの団体や事業者等と十分な連携を図り、エリア全体の賑わい創出や魅力向上に繋がる内容とすること。

ウ イベント初日（2月5日（木））には点灯式等のオープニングイベントを実施し、TAKANAWA GATEWAY CITYとの親和性や集客力のある登壇者を起用することなどにより、話題性を高め、メディア発信にも効果的に繋がるような取組を実施すること。

エ 観覧客スペースにも配慮しつつ、当日はキッチンカー等を準備するなど、プロジェクションマッピングの実施だけでなく、イベントとしての広がりを持たせ更なる盛り上げを図ること。

オ イベントの実施場所については、周辺環境に十分配慮し、実行委員会と調整のうえ決定すること。

カ イベント参加者の寒さ対策を実施すること。

キ マップなどを作成する場合は日・英での作成は必須とし、インバウンドも楽しむことができる内容とすること。

ク プロジェクションマッピングの投影については以下の①から③に留意すること。

① TAKANAWA GATEWAY CITY THE LINKPILLAR 1 の壁面等（※別紙2参照）に投影する映像およびGateway Park内の噴水と連動するコンテンツを制作すること。なお、コンテンツに関しては後述「(2) プロジェクションマッピング映像コンテンツの制作」のとおりとする。

② 投影時間は17時から21時までの間とし、コンテンツの投影時間や投影間隔等については別途実行委員会と協議すること。

③ 第5（1）実施期間および実施前3日間は、実行委員会が「Gateway Park」使用の仮予約済であるが、実際の使用期間は受託後、実行委員会及び「Gateway Park」管理者と調整し決定すること。なお、実施前の3日間で機材設置等の準備を行い、撤収は実施最終日の夜間を想定している。

#### (2) プロジェクションマッピング映像コンテンツの制作

受託者は、今回のイベント等で利用する新たなプロジェクションマッピング映像コンテンツを複数制作すること。制作にあたっては、以下のアからケに留意すること。

ア 受託者は、以下の要素を取り入れ、新たなプロジェクションマッピング映像コンテンツを企画・制作すること。

（取り入れる要素）

① TAKANAWA GATEWAY CITY が有する歴史的価値を十分に踏まえつつ、未来志向のイノベーション

および共創の理念を取り入れ、「いい未来」の実現を象徴的に表現し、国内外の訪都観光客、在勤者及び在住者に対し、当該エリアの魅力を広く効果的に発信できる映像

②単なる静止画に留まらず、投影する壁面の特徴を生かしたプロジェクションマッピングならではの技術を駆使した映像

③TAKANAWA GATEWAY CITY Gateway Park 内噴水・演出照明との連動性を考慮した映像

④音楽と組み合わせた躍動感の溢れた映像

イ 上記ア①の創作背景が分かる映像を別途制作し、プロジェクションマッピングの投影とは別に、効果的な発信をすること。

ウ コンテンツの制作においては、国内外でプロジェクションマッピングのコンテンツ制作の実績があるクリエイターやクリエイティブディレクターを積極的に活用すること。

エ プロジェクションマッピングの投影場所は、別紙2「プロジェクションマッピング投影概要」のとおりと想定し、制作すること。なお、イベント上効果的と想定される場合、他箇所における投影を追加提案することは妨げない。

オ コンテンツ制作にあたって必要となる3DCGデータの制作については、本委託に含むものとする。

カ コンテンツ制作過程においては、絵コンテ、サンプル映像などを用意し、進捗状況に応じて実行委員会事務局のチェックを受けるものとする。なお、コンテンツ内容の最終決定に至るまでは実行委員会事務局において検討する時間も考慮したスケジュールを見込むこと。

キ 必要に応じて本番上映前に投影テストを実施すること。投影テストの実施に関わる経費については本委託に含むものとする。

ク 制作するコンテンツにかかる知的財産権の調整を行う場合は、実行委員会または実行委員会が指定する者において二次利用が可能な期間として少なくとも5年間確保すること。なお、コンテンツ毎の知的財産権にかかる調整は実行委員会事務局と協議の上、決定すること。

ケ 制作したコンテンツのデータは、実行委員会が指定するファイル形式により電子記録媒体に保存するなどして納品すること。

### (3) 会場運営

受託者は、上記(1)(2)で企画・制作したイベントを主体となって運営すること。なお、運営にあたっては以下のアからコに記載する内容に留意して実施計画を策定し、高輪ゲートウェイ駅前という公共性・交通結節点としての特殊性を踏まえ、鉄道旅客の円滑かつ安全な通行を妨げることのないよう最大限配慮すること。

ア 本イベント全体の運営計画（会場計画、動線計画、設営撤去）作成

※本番の概ね1ヶ月前に提示すること。

イ 関係各所への申請等

ウ 運営計画に則った、準備、設営、監修（現場監督）

エ 運営マニュアル作成

オ 地震や大雨・豪雪、災害時等の緊急対応とその事前準備

※緊急時の連絡体制を事前に構築の上、実行委員会に提示すること

※中止・縮小の際には、直ちにその旨を実行委員会及び来場者等に周知できる体制を事前に整え

ること

※その他、実行委員会が中止・縮小を判断した場合、実行委員会の指示に従うこと

- カ 外国人も含めた来場者を想定した運営内容にすること
- キ 多数の来場者が集中する可能性を十分考慮し、安全な動線を確保することに留意すること。特に、高輪ゲートウェイ駅前という公共性・交通結節点としての特殊性を踏まえ、鉄道旅客の円滑かつ安全な通行を妨げることのないよう最大限配慮すること。
- ク 会場周辺の住民や事業者などへの事前通知や調整交渉
- ケ 各種苦情・問い合わせ等への対応については、事前にFAQ（想定問答集）を作成し、実行委員会の確認・承認を得ること。また、苦情等が発生した際には、実行委員会へ速やかに連絡・報告ができる体制を、事前に整備すること。なお、対応体制については、イベント開催期間中の全対応時間帯（原則として開場前後を含む運営時間帯）において、電話・メール等による即時連絡が可能な専用窓口を設置すること。緊急時には、実行委員会が指定する緊急連絡先への即時連絡を行うこと。
- コ 雨天・積雪時の中止判断や実施マニュアルの作成等、雨天・積雪対応対策の実施

#### (4) 会場設営

受託者は、上記（1）において企画するイベントの効果的な演出やイベント当日の天候や周辺環境の特性を十分に考慮し、以下のアからケに記載する内容に留意のうえ、必要となる各種機材などによる会場の設営を行うこと。特に、高輪ゲートウェイ駅前という公共性・交通結節点としての特殊性を踏まえ、鉄道旅客の円滑かつ安全な通行を妨げることのないよう最大限配慮すること。

- ア 上記（3）において作成した運営計画に則り、イベント実施のため必要な機材・仮設物等の調達から設置、運営を適切に行い、進捗管理を怠らないこと。
- イ 機材を設置するための足場やトラスなどの構造物を手配し、設置すること。
- ウ その他イベント実施のため必要な機材・仮設物等を設置すること。
- エ 雨天・積雪時には雨天・積雪対応の対策を実施すること。
- オ 機材の風雨・積雪対策、転倒防止対策を行うこと。
- カ 作業中及びイベント実施中を含め、来場者、関係者の安全を確保すること。特に、高輪ゲートウェイ駅前という公共性・交通結節点としての特殊性を踏まえ、鉄道旅客の円滑かつ安全な通行を妨げることのないよう最大限配慮すること。
- キ 来場者が各種機材・仮設物等への接近や接触をしない措置を取ること。
- ク 設営場所の管理者と十分調整を行うこと。
- ケ その他実施に必要となる仮設物は実行委員会と協議の上設置、管理、撤去、処分すること。

#### (5) 照明

- ア 照明機材選定、及びそのシステム設計をすること。
- イ 照明計画を作成すること。
- ウ 各種照明機材の設置・配線及び制御をすること。

#### (6) 電気機材・技術関係

- ア 各種機材仕様に基づいた全体の電力容量計算、配線計画の作成をすること。
- イ 施設の既設電源を活用する場合は、使用条件を遵守するとともに、必要な作業について、当該

電源の管理事業者の指示に従い、適切に対応すること。

- ウ 既設電源以外の電力供給を必要とする場合は、発電機もしくは電源車等の電源設備について、受託者において適切に手配を行うこと。またその場合、水素発電、太陽光発電等のクリーンエネルギーを活用すること。

- エ 各種機材設置個所への配線を適切に行うこと。

#### (7) プロジェクションマッピング用映像機器・オペレーション

関係事業者や団体と連携し、以下、アからケを実施すること。

- ア プロジェクションマッピングが、計画通りに上映でき、かつ鮮明で効果的な映像の映り方と見え方になるよう整えること。

- イ 効率的な電気の使用、現場での安定的なオペレーションができる各種機材構成、システム設計を行い、その手配と設置オペレーションまでを総括して行うこと。

- ウ 別紙2で示した投影エリアを 150 lx程度で投射できるようにプロジェクターの投影デザインを行うこと。

- エ プロジェクターとそのレンズ、映像周辺機器の選定、設置投影方法、配線などのプランニングをすること。

- オ 映像送出用メディアサーバーの選定、音響や照明を含めた周辺機器類の総合的なシステム設計をすること。

※機材トラブル時は速やかに交換、復旧が可能な機材・システム設計で上映に支障を来さないこと。

- カ プロジェクションマッピング等の各種キャリブレーション作業で、映像を適正な状態に投影調整をすること。

- キ 各種上映に関わる素材（映像、音楽、インフォメーション等）の実装とプログラミング、再生送出制御、その他各オペレーションを行うこと。

- ク 映像関係機器以外との連携

※各種機器は、風雨・積雪、温度変化や湿度、各種天候によって機器破損のない状態で設置すること

※音響へ音声信号を送出または音声信号を映像と遅滞なく連動すること。

- ケ その他、上映コンテンツやプログラムと連携した機材やシステム選定を行うこと。

#### (8) 音響

以下、アからオを実施すること。

- ア 音響機材選定、及びそのシステム設計をすること。

- イ 各種音響機材の設置・配線及び調整・制御をすること。

※周辺の住宅への騒音被害や鉄道営業に支障をきたさない音場設計をすること。

- ウ ステージMC、アナウンス、ライブ等の音響設備の手配を必要に応じて行うこと。

- エ 各種セレモニー等のオペレーション、取材班への音声ライン提供を必要に応じて行うこと。

- オ 既設の音響設備を活用する場合は、事前に委託者と協議するものとし、設備の利用に当たって必要となる作業及び料金の精算等について、当該設備の管理事業者の指示に基づき、対応すること。

#### (9) 警備体制

受託者は、イベント参加者をはじめ、会場周辺の施設利用者および鉄道旅客を含む一般通行人の安全を確保するため、適切な警備体制を構築・維持すること。特に、高輪ゲートウェイ駅前という公共性・交通結節点としての特殊性を踏まえ、鉄道旅客の通行を妨げないよう十分に配慮すること。なお、以下のアからケに記載する内容に留意し、万全の体制を構築すること。

ア 会場全体の警備計画作成

イ 警察ならびに高輪ゲートウェイ駅、周辺との調整

ウ 会場、周辺道路、危険箇所の警備

エ 設営時（夜間含む）警備（機材会場保護、案内）

オ 駐車場・搬入車両警備（交通誘導警備）

カ VIP 対応警備

キ 緊急時避難対応

ク 各種警備手配（人材、機材、資材）

ケ その他本イベントを安全に運営する為に必要となること。

#### (10) 救護体制

急病人や怪我人に即応できるよう、救急救命士または看護師の有資格者およびAED（自動体外式除細動器）を配置すること。また、周辺の病院等にイベント日時・概要を共有するなど、緊急搬送等に備えた事前調整を行うこと。

### 4 広報・プロモーション活動

受託者は、本プログラムの目的を踏まえ、以下の（1）から（8）に記載する内容をもとに計画を立案し、効果の高い広報・プロモーション活動を実施すること。

#### (1) 全体事項

以下、アからケを実施すること。

ア 対象は、主に国内外訪都観光客、高輪ゲートウェイエリア周辺の在勤者及び在住者等とし、本プログラムによる同地域の魅力を効果的に発信することでナイトタイム観光への興味を喚起するとともに、来場者の増加につなげること。

イ エリア特性や類似イベントの実績等を踏まえ、総来場者数、国内外のメディア露出数、サイトPV数、各制作物配布数等、各項目の目標数（KPI）を設定すること。また、メディア露出数のKPIについては、PR TIME等の配信による転載は除き、純粋な記事掲載の獲得数をカウントすること。

ウ KPI設計にあたっては、各施策ごとにクリック数・CVR（コンバージョン率）から来場者数への転換仮説を事前に試算するなど、算出根拠を明確にすること。

エ KPI達成のため、広報・プロモーション活動全体を統括するPR事務局を設立し、当該事務局の主導のもと、広報・プロモーション活動に関する全体計画を立案し、受託後速やかに委託者へ提出すること。

エ プロモーションの手法については、上記アの対象者を国・地域、年齢層、職業、趣味等で分類した上で、本事業のターゲットとなる対象に訴求できるよう多様な媒体（WEB広告やSNS

- S 広告、インフルエンサーの活用等) を活用すること。
- オ 高輪ゲートウェイエリアの関係事業者や団体と連携し、効果の高い取組を実施すること。
- カ パブリシティ活動を実施し、取材誘致活動および露出を獲得すること。
- キ 実施内容については個別の目標値を事前に定め、想定される効果や費用等を整理した上で提案を行い、実行委員会との協議の上、決定すること。
- ク 広報・プロモーション活動にあたって使用する言語は日・英とする。なお、広報・プロモーションのため各種媒体に記事等を掲載する場合は、事前に実行委員会の承認を得ること。また、英語での記事作成においては実行委員会の承認を得る前にネイティブチェックを行うこと。
- ケ 使用するデザイン等は、意匠権、著作権、商標権など他者の権利を侵害していないことを事前に確認すること。

#### (2) イベント愛称等の考案

イベント名称について、広く親しみやすく呼びやすい愛称を少なくとも3通り考案し、提案すること。その際、意匠権、著作権、商標権等他者の権利を侵害していないことを確認すること。なお、愛称の最終的な決定は実行委員会にて決定するものとし、いずれの案も対象外となった場合には、再提案を行うこと。

#### (3) キービジュアル

本イベントの目的や内容などを踏まえ、ターゲット層に効果的に魅力が伝わるキービジュアルを制作すること。なお、キービジュアルについては複数案を制作し、事前に実行委員会の承認を得たものを使用すること。いずれの案も対象外となった場合には、再提案を行うこと。

#### (4) 特設サイトの構築・運営

以下、アからキを実施すること。

- ア 本プログラムにかかる特設サイトをWEB上に製作し、運営すること。ページは各言語版(日・英)を作成すること。
- イ 特設サイトでは、キービジュアルをベースとし、主にイベントや高輪ゲートウェイエリアの情報をはじめ、イベント前後のプロモーション映像などを掲載すること。
- ウ 荒天等によりイベントが急遽、中止になった場合、迅速に中止であることをホームページ等に掲載することが出来る体制を整えておくこと。
- エ アクセス集中によるサーバーダウン等のトラブルへの対策を講じること。
- オ 特設サイトやランディングページにはGA4を必ず導入し、流入経路・ユーザー行動・CV(コンバージョン)計測ができる状態を構築すること。必要に応じてクロスドメイン設定も行い、広告・SNS・外部サイトからの流入を正確にトラッキングできるようにすること。
- カ 特設サイトの開設にあたっては、別紙3「東京都公式ホームページ作成に関する統一基準」準拠に係る標準特記仕様書、別紙4「東京都公式ホームページ作成に関する統一基準(令和5年4月)」、別紙5「電子情報処理委託に係る標準特記仕様書」に準拠すること。
- キ 特設サイトのドメインは実行委員会と協議の上決定すること。

ク 実行委員会解散後の特設サイトの管理については、別途実行委員会と協議すること。

(5) 制作物等

以下、アからエを実施すること。

ア 本イベントの魅力が伝わる印刷物（ポスター、チラシ、DM、会場リーフレット等）をデザイン、制作すること。

イ WEB広告、デジタルサイネージ用素材（画像・動画）等をデザイン、制作すること。

ウ デザインはキービジュアルをベースとし、サイズ等の仕様は提出する媒体に沿ったものとすること。

エ 各種制作物に掲載する情報については、事前に実行委員会と協議の上決定すること。

(6) プレスリリース及び取材案内

以下、アからカを実施すること。

ア 国内外メディアに対し、本イベントについて事前（取材案内）・事後リリースの作成・配信及びメディアアプローチを実施し、事業内容について幅広く周知し、各メディアからの取材・記事掲載等を獲得すること。

イ プレス関係の問い合わせ対応や調整を行う広報窓口（担当者）を設置すること。

ウ プレスリリースの配信先やアプローチ先のメディア等のリストについては、事前に実行委員会と協議の上、決定すること。

エ 各施策におけるメディアの反応や露出数等については結果を報告の上、分析・改善案の提案を行うこと。

オ 上記エの内容を含めたメディアアプローチの状況について、プレスコンタクトレポートを週1回提出すること。

カ 国内のほか、海外メディアによる報道にも繋がるよう、案内を行ったメディアに対し、イベントの様子をレポートとして纏め、国内外のメディアに対して翻訳の上配信する等、イベント後にパブリシティ活動を行うこと。

(7) SNS、WEB広告

プロモーション活動の実施内容にSNSやWEB広告を含める場合は以下のア～エに留意して実施すること。

ア ターゲットは（1）アに記載のとおりとするが、他のターゲット等への訴求が効果的だと判断される場合、追加及び調整は妨げない。なお、広告設計に当たっては、綿密な現状分析・ターゲット分析を行い、それらに基づいて対象とする国/地域、属性等、ターゲットを明確にし、訪都意欲を醸成するアプローチやイベント参加意欲を高めるようなアプローチを行うこと。なお、ランディングページは各言語版（日・英）のTOPページとすること。

イ アのターゲット分析に基づき使用するプラットフォームを提案すること。なお、当初の計画に対して、配信後、運用が進まないプラットフォーム/広告があった場合は、他に予算移管を行う等、効果の最大化を行うこと。

ウ 配信期間等

①配信期間は1月頃【※プレスリリース時期】～2月上旬【※本番時期】を想定している。なお、具体的な開始・終了時期についてはイベントの開始時期等を踏まえ、実行委員会と協議の上、

決定する。

②配信開始に先立ち、詳細な配信計画及び準備期間を含めた運用計画を作成すること。

エ 広報・広告運用期間中は、週次で運用状況・KPI進捗・課題・改善案をレポートとして提出することとし、計画からビハインドしている場合は改善案を提案すること。なお、運用にあたっては広告にかかる費用を管理し、確実に提案した媒体課金額や掲出量分を消化すること。やむを得ない事情により期間内に指定した媒体課金額を消化できなかった場合や掲出量を達成できなかった場合は、実行委員会と協議を行うものとする。

オ サイトへの流入測定にあたって、どの広告媒体・SNS・オウンドメディアからどれだけ流入があり、どの経路でCV（来場予約・イベント参加申込等）に至ったかを計測できるよう、パラメータ設計・タグ設置を徹底すること。

カ 実施結果の分析や来年度への申し送りについては、年度末までに提出する実施報告書に含めること。

#### (8) インフルエンサー等の活用

国内外で知名度のあるインフルエンサーを活用し、イベント前後にかけての情報発信を行うこと。以下、ア～オに留意して実施すること。

ア 原則として以下の条件を満たすことができるインフルエンサーを選定、提案すること。以下によらない場合は、同等のPR効果がある旨等を説明し、実行委員会の承諾を得ること。

①観光・旅行・お出かけスポット等の投稿を主としていること

②発信に効果的な質の高い写真・動画を撮影できること

イ 提案に当たっては、プロフィール（略歴、所属企業や団体等）、広告・発信効果（フォロワー数、フォロワー属性等）、実績（有する場合は出版歴、メディアへの露出歴、メディアとしての影響力、観光局・自治体等の招聘事業参加歴等）等をまとめ、提案理由を明らかにすること。

ウ リーチ数・エンゲージメント・来場誘導数など、KPIを設定すること。

エ 投稿制作については、インフルエンサーの実働前にその方向性とディレクション内容をまとめ、実行委員会の承認を得てからインフルエンサーの稼働を開始すること。

オ インフルエンサーの投稿にてトラブル案件があった場合に備えて、リスク・コミュニケーションの方法、意思決定（判断）フロー、基準、体制等を実行委員会に提案・協議し、契約後速やかに実働できるようにすること。

#### (9) 画像及び映像の撮影

以下、ア・イを実施すること。

ア 準備期間を含めて記録用の映像や写真を撮影すること。

イ その他実行委員会が次年度以降の事業実績報告やプロジェクトマッピング事業について広報する場合に使用できるように考慮すること。

### 5 協賛企業等の募集

企画内容の充実及び地域との連携強化を目的として、企業等から協賛を募り、活用すること。なお、以下（1）から（6）に留意すること。

- (1) 募集にあたっては、協賛内容に応じた露出等の条件を明示するなど、企業等が集まりやすい工夫を実行委員会と協議しながら、計画を策定し、実行すること。
- (2) 協賛内容は、資金、物品、企画とすること。
- (3) 協賛内容に応じた露出等の条件を実行委員会ならびにPRと協議の上、決定し、募集用の案内資料を作成すること。ただし、原則、イベント名称に協賛事業者名等を付記することはできない。
- (4) 協賛を希望する企業等は、実行委員会と契約を締結し、実行委員会指定期日までに、資金協賛の場合は原則実行委員会指定口座への振り込みを行い、物品協賛の場合は協賛物品を納品し、納品書を提出すること。企画協賛の場合は、実行委員会と協議の上、企画を実施すること。
- (5) 協賛金を原資とする企画の内容や協賛金の取扱いについては、実行委員会と受託者との間で別途覚書等を取り交わすこととする。
- (6) 予定した規模の協賛が確保できなかった場合、既に企画を公表しているなど企画の中止が困難なときは、自己の責任において当初企画を確実に実施すること。

## 6 問い合わせ窓口

本イベント全体についての問合せを受ける窓口と担当者を置き、以下、(1)から(4)を実施すること。

- (1) 当事業の情報解禁当日（イベント1か月前程度を想定）から対応すること。
- (2) オンライン（メール）及び電話の窓口を設置すること。
- (3) 本イベントに関するあらゆる問い合わせや苦情等に対応すること。  
※広報関係の窓口は別途設けること。
- (4) 対応した問い合わせは記録を残し、実行委員会へ適宜共有・報告すること。

## 7 効果測定

以下、(1)から(4)を実施すること。

- (1) 来場者の集計を行うとともに、アンケートを実施し、結果をとりまとめること。
- (2) アンケートの実施に当たっては、事業の目的に鑑み、本事業の効果検証が行えるよう設問設計を工夫し、集計手法や目標数について事前に実行委員会の承認を得た上で実施すること。  
また、回収率向上のための工夫を行うこと。
- (3) 次年度以降の事業企画・実施を見据えた課題整理や改善策の取りまとめを行うこと。
- (4) 本契約とは別に「東京都産業連関表経済波及効果分析ツール」（東京都総務局統計部）などに基づき、経済波及効果（生産誘発額、粗付加価値誘発額及び就業誘発効果）を推計する委託業務を実施予定である。これにあたって、必要となるデータの内、不足がある場合は別で委託した事業者と調整の上、別途用意すること。

## 9 報告書

本事業の実施結果について、総括した報告書を実行委員会に提出すること。報告書には、上記「4 広報・プロモーション活動」で設定したKPIの達成状況や「7 効果測定」の内容を含めるとと

もに、本事業の実施を通じて得られる様々なデータの分析を行うこと。併せて、本事業実施を受けて、今後高輪ゲートウェイエリアでプロジェクトマッピングを面的に広げていくためのアイデア、道筋についても提示すること。

## 10 保険の加入

イベント等の実施における来訪者補償のための賠償責任・傷害保険等に関する保険、実施場所等に関わる施設等の保険、動産の保険に加入し、これに関わる費用は受託者が負担すること。

## 第7 成果物

受託者は、本契約に基づき作成した納品物・成果物等について、下記の通り定められた期限までに提出すること。特段定めのない納品物の納期等については別途協議の上定めるものとする。なお、提出方法は紙（正副2部）及びDVD等の媒体（※容量に応じて、CD-R、DVD、HDD、SSD等のメディアで提出すること。）に格納した電子データ（作業可能なデータ形式及びPDF形式）とする。また、電子データについてはウイルスチェックを施した上で提出すること。

区分	納入物品	提出期限
共通	① 実施計画書	契約締結後速やかに提出
プロジェクトマッピング	② 運営計画	イベント実施の概ね1か月前
	③ 照明計画、配線計画、警備計画	
	④ その他本イベントの実施に関して必要な計画書、作成物等	別途協議
	⑤ プロモーション計画、協賛計画	イベント実施の概ね2か月前
	⑥ 業務の実施報告書	速報版：イベント実施後速やかに提出
	⑦ 記録写真、動画等	完成版：令和8年3月中旬頃まで
	⑧ 本事業を通じて権利化した成果物	権利化した内容等に応じて別途協議

## 第8 支払方法

委託業務完了後、受託者は報告書、成果物と合わせて委託完了届を提出する。実行委員会による適正な検査終了後に、実行委員会は受託者の請求に基づき一括で支払いをする。

なお、請求金額に対する端数処理について、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）は、税抜金額に消費税法（昭和63年法律第108号）に基づく税率を乗じた金額であり、この乗じた金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる。また、税抜金額及び消費税等の合計金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる。

## 第9 作成物に関する権利の帰属

本件委託においては、著作権、肖像権、意匠権、特許権等、知的財産権の取扱いについて十分注意し、

他者の権利を侵害することのないよう必要な調査を行うこと。万一問題が発生した場合は、受託者の責任と費用をもって適正に処理すること。

- 1 本件委託においては、著作権、肖像権、意匠権、特許権等、知的財産権について処理済の素材を使用すること。
- 2 本件委託により得られる成果物に対する全ての著作権（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む）は、実行委員会に帰属する。なお、商標権を含む産業財産権を取得する権利も実行委員会に譲渡するものとする。
- 3 受託者は、成果物に対する著作権法（昭和45年法律第48号）第二章第三節第二款に規定する権利（著作者人格権）を有する場合において、実行委員会及び実行委員会から許諾を受けた第三者に対してこれを行使しないことに同意するものとする。
- 4 その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定するものとする。

## 第10 事業引継ぎと連携

- 1 受託者は、本委託業務の受託において作成・取得した物（ウェブサイト等の電子データ、ドメイン権限等を含む。以下同じ。）及び情報のうち、本事業の運営に必要となるもの一切を実行委員会もしくは実行委員会の指定する第三者に引き継ぐこと。実行委員会もしくは実行委員会の指定する第三者が、必要な物及び情報の提供を求めた場合には、本契約の履行完了後も上記と同様とする。なお本契約期間終了後の物品の保管料、サーバー賃料等の扱いについては別途協議とする。
- 2 本委託業務の実施中に、実行委員会より実行委員会の指定する他の第三者（他の事業者を含む）と連携を求められた時は、円滑な連携が行えるよう体制等について真摯に検討するとともに、対処すること。

## 第11 再委託の取扱い

- 1 本委託業務は、委託業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託してはならない。
- 2 この仕様書に定める事項については、受託者と同様に再委託先においても遵守するものとし、受託者は再委託先がこれを遵守することに関して一切の責任を負う。

## 第12 委託事項の遵守・守秘義務

- 1 受託者は、本契約業務の実施に当たって、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。
- 2 受託者は、本契約の履行により知り得た業務委託の内容を第三者に漏らしてはならない。

## 第13 個人情報の保護

- 1 受託者は、本契約の履行にあたり、実行委員会の保有する個人情報の取扱いについては、別紙6「個人情報に関する特記仕様」を遵守すること。
- 2 受託者は、本契約の履行に関連する受託者独自の個人情報の取扱いについては、前記「個人情報に関する特記事項」の規定に準じて、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

## **第14 環境により良い自動車利用**

本契約の履行に当たって自動車を使用、又は利用する場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

- 1 ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- 2 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。

なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

## **第15 その他**

受託者は、業務の詳細について、実行委員会の担当者及び関係者と十分な打ち合わせを行い、業務の目的を達成すること。本仕様書に記載のない事項及び疑義がある場合は、実行委員会と事前に協議すること。

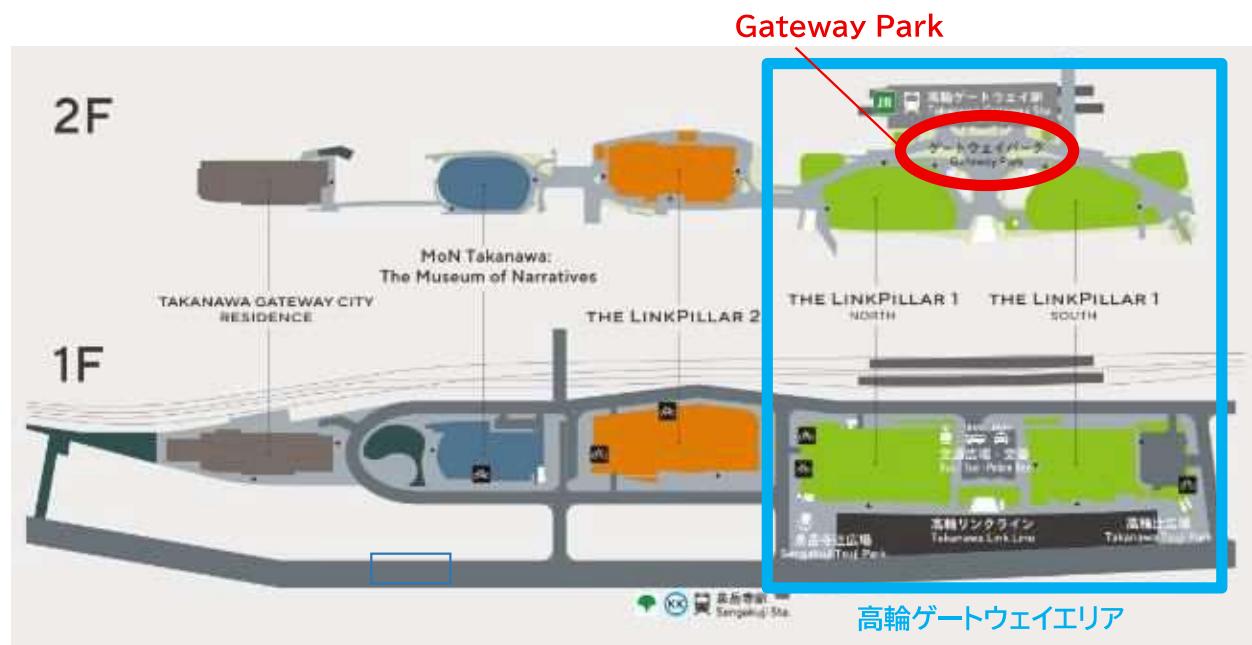
## **第16 連絡先**

高輪ゲートウェイエアプロジェクトマッピング実行委員会事務局（東京都産業労働局観光部振興課内）

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

電話 03-5320-4768

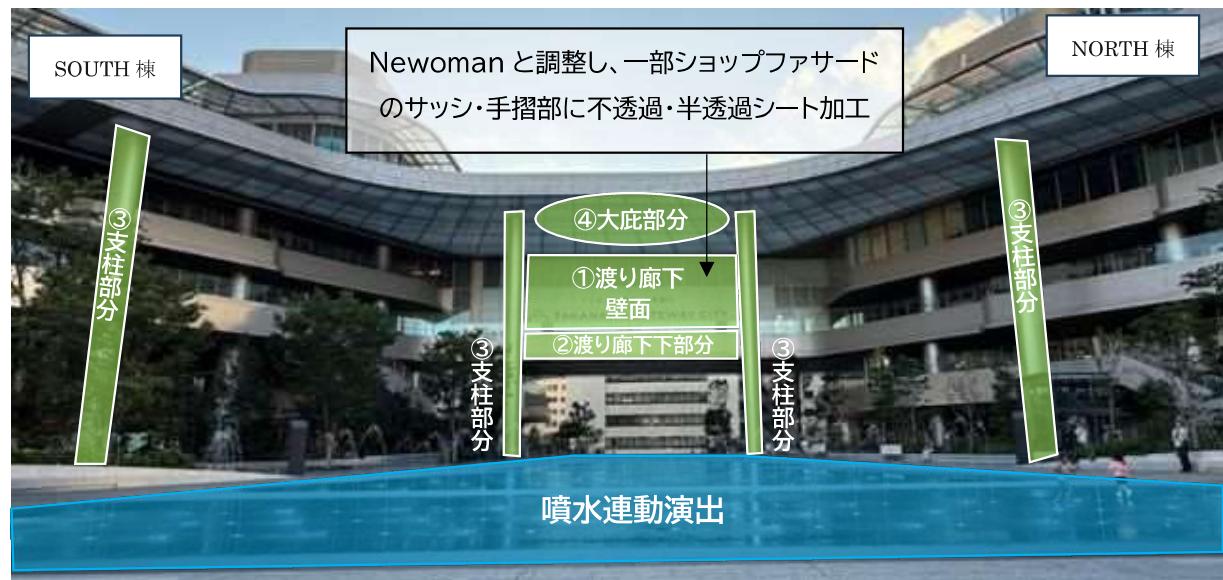
別紙1（想定実施エリア）



## 別紙2（プロジェクトマッピング投影概要）

### ■投影面全体図

THE LINKPILLAR 1 SOUTH 棟・NORTH 棟 渡り廊下壁面、廊下下、支柱（4本）、大底中央部

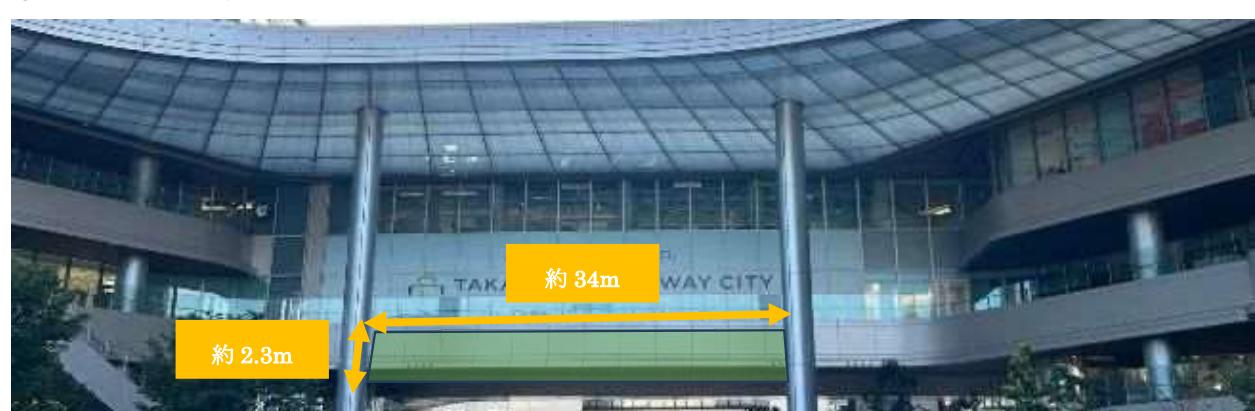


### ■各部分面積

① (渡り廊下壁面) 縦 約 5.2m × 横 約 34m = 約 176.8 m<sup>2</sup>



② (渡り廊下下部分) 縦 約 2.3m × 横 約 34m = 約 78 m<sup>2</sup>



③ (支柱部分) 外周 約 4.7m 高さ 約 25m



④ (大庇部分) 縦 約 4.5m × 横 35.4m = 159.3 m<sup>2</sup>

